「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第二条第一項ただし書の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するもの」（案）に関する意見の募集の結果一覧

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
1	なぜマイクロソフト製品だけなのか? サーバー用途では、昔から Linux/Unix が OS として一般的であり、現在では コンシューマー機器にも Linux が普及している。 製品の使用割合から言えば、Linux と Windows が同数程度のはずだ。 ディストリビューションが多いとはいえ、全て Linux 系として、含めるべきである。	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和７年法律第42号。以下「法」といいます。）第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令（令和８年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第４号。以下「主務省令」といいます。）第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 御指摘のLinuxについては、ディストリビューションごとに異なる製品が展開されていることから、そのディストリビューションごとに、使用する特別社会基盤事業者に対し、適切に情報提供を行う観点から、現時点で指定する考えはございません。 なお、本告示で指定する電子計算機につきましては、今後の電子計算機の使用状況等を踏まえ、必要に応じ、見直してまいります。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
2	官公庁ではどうか把握していないが、企業、特に IT 分野では、Linux の方が 一般的なはずだ。 基本的に無料の OS の為、Windows の様に 販売数が出る事は無いが、「一般的に使用」という基準で言えば、専門分野では Windows よりも使用されている。 一般的に使用されているはずの OS を 国が除外すれば、独占禁止法における公平・公正を、国が破っていると 思われかねないだろう。 Linux や FreeBSD などのフリー OS も、含めるべきだ。	法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 御指摘のLinux及びFreeBSD につきましては、これに当てはまらないほか、特にLinuxについては、ディストリビューションごとに異なる製品が展開されていることから、そのディストリビューションごとに、使用する特別社会基盤事業者に対し、適切に情報提供を行う観点から、現時点で指定する考えはございません。 なお、本告示で指定する電子計算機につきましては、今後の電子計算機の使用状況等を踏まえ、必要に応じ、見直してまいります。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
3	1. 意見の要旨 本案に関し、制度の実効性確保および事業者・国民への周知・手続の円滑化の観点から、法改正や大幅な見直しを伴わず、運用ガイドライン等の作成や告示・募集要領の記載表現の整理により比較的容易に実施可能な改善策を以下の3点提案いたします。 (1) 指定の対象範囲および選定考え方に関する運用ガイドライン(Q&A)等の提示 (2) 意見募集要領における締切日時・提出方法に関する記載表記の明確化 (3) 将来的な技術動向の変化に対応するための見直しプロセスの明記 --- 2. 意見および具体的改善提案の詳細 (1) 指定の対象範囲および選定考え方に関する運用ガイドライン(Q&A)等の提示 【該当箇所】 告示案 第2(主な規定事項) 【理由・背景】 本案では「広く一般に使用されているもの」として「Windows 及び Windows Server」が指定されています。しかし、社会基盤事業者の実務においてはLinux等のオープンソースOSも広く利用されています。特定のOSのみを指定する理由や、指定対象外のOSにおける報告義務等の扱いについて明確な基準が示されない場合、事業者の実務現場で解釈の混乱が生じるおそれがあります。 【具体的な改善策(提案)】 省令・告示の本文を変更することなく、本指定の適用にあたって「運用ガイドライン」や「Q&A(FAQ)」等を同時に作成・公表することを提案します。 その中で以下の点を明記・周知してください。 ・「広く一般に使用されているもの」の判断基準(市場シェア、普及状況、利用形態等)の整理。 ・指定対象外となっているOS(Linux等)についての報告義務の適用関係および運用の考え方。 (2) 意見募集要領における締切日時・提出方法に関する記載表記の明確化 【該当箇所】 意見募集要領 3(意見募集期間)および 5(電子メールでの提出について) 【理由・背景】 募集終了日時である「令和8年8月25日(火)午前0時」は、実質的に「8月24日(月)の24時」を意味しますが、「8月25日の日中まで提出可能」と誤解する応募者が出る可能性があります。 また、メール提出時の注意書きでは「ウイルス対策のため添付ファイルは開けない(本文に直接記入)」と記載されている一方、別紙様式内に「別紙を添付してください」との文言があり、提出者の手続上混乱を招く恐れがあります。 【具体的な改善策(提案)】 募集要領の記載を以下のように誤解の生じにくい表現に修正してください。 ・日時の表記方法: 「令和8年8月25日(火)午前0時(8月24日(月)24時)」または「令和8年8月24日(月)23時59分まで」のように、直前の日付・時刻を併記する。	・(1)につきまして 法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 また、指定の対象外のOSにつきましては、主務省令の規定及び今後公表するサイバー対処能力強化法に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する制度の解説（特定重要電子計算機の届出及び特定侵害事象等の報告）（以下「制度の解説」といいます。）を御確認の上、届出いただきますようお願いいたします。 ・(2)につきまして 頂いた御意見は、今後の参考と致します。 ・(3)につきまして 本告示で指定する電子計算機につきましては、今後の電子計算機の使用状況等を踏まえ、必要に応じ、見直す予定です。見直しを行う際には、頂いた御意見も踏まえ、特別社会基盤事業者に丁寧に周知してまいります。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
	[illegible] ・メール提出に関する表記の整理: 　メールでの提出にあたっては「添付ファイルは受領不可」である旨を徹底し、別紙様式の注記欄にも「メール提出の場合は添付ファイルを行わず、本文に記載すること」と明記する。 (3) 将来的な技術動向の変化に対応するための見直しプロセスの明記 【該当箇所】 告示案 全般(運用上の取扱い) 【理由・背景】 OSや情報システムの利用形態、サイバーセキュリティ上の脅威は急速に変化します。特定の製品・OSのみを指定する形式をとる場合、市場環境の変化に応じて柔軟かつ適時に指定内容を更新できる仕組みが必要です。 【具体的な改善策(提案)】 告示の附則または運用方針において、以下のような定期的な確認・見直しの方針を明記・公表することを提案します。 ・技術動向や市場シェアの変化を踏まえ、本指定内容について定期的に評価・見直しを行う旨の規定または方針の提示。 ・見直しを行う際の判断基準や手順の透明化。 --- 以上	

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
4	【対象条文】 第2「主な規定事項」（主務省令第2条第1項ただし書に基づく Windows 及び Windows Server の指定について） 【意見の要旨】 WindowsおよびWindows Serverの特定指定は手続きの標準化に寄与する一方で、特定ベンダー製品への依存（サプライチェーンリスク）を固定化させる懸念があります。これを相殺するため、本省令の運用ガイドライン等において、(1)SBOM（ソフトウェア部品表）を活用した透明性の確保、および(2)既知の悪用された脆弱性（KEV）に関する官民連携の緊急情報伝達体制を明記することを求めます。 【理由・根拠】 1. サプライチェーンリスクへの対応（SBOMの要求） 欧州のサイバーレジリエンス法（EU CRA）等に見られるように、近年のグローバルなサイバーセキュリティ規制では、ソフトウェア製品の透明性担保（SBOMの作成・維持）が標準的な要件となっています。重要インフラ（特別社会基盤事業者）が安全に指定OSを利用し続けるためには、当該OS内のコンポーネント構成や依存関係の透明性が不可欠です。政府は指定ベンダーに対し、SBOM情報の提供や透明性の確保を強く働きかける運用・要件を設けるべきです。 2. 米国CISAのKEV（既知の悪用された脆弱性）モデルに準じた緊急通知体制の構築 単に事業者に「Windowsを使用している」と届け出させるにとどまらず、米CISAの「KEVカタログ」の運用実例のように、指定OSにおいて「実際に攻撃に悪用されている深刻な脆弱性」が発見された際、NCO（国家サイバー統括室）や主務官庁から特別社会基盤事業者へ直ちに警戒アラートおよび対処指示をダイレクトに発出できる相互伝達モデルを確立してください。 3. ベンダー・ロックイン防止と安全性検証の継続 特定OSを法令上指定することが、市場における特定ベンダーへの過度な依存やセキュリティ検証の形骸化につながってはなりません。米サイバーセキュリティ審査委員会（CSRB）等の報告が示すように、巨大プラットフォーマー製品であっても深刻な脆弱性や設計上の課題は発生します。定期的に指定OSの安全性を評価・検証するプロセス（見直し規定）を明確にすることを要望します。	頂いた御意見は、今後の運用の参考と致します。
5	命令第二条第一項ただし書に基づく汎用 OS の指定は、事業者の過剰な事務負担を回避する上で極めて有効な規定である一方、その指定範囲が過度に一括・広範である場合、サポート終了 OS や制御系 OS の放置による国家的な安全保障上の脆弱性を生み出す不利益を招来しかねません。 こうした課題を解決し、制度運用の利便性と基幹インフラのセキュリティ確保を高次元で両立させるためには、 ・サポート対象期間内に含まれる汎用 OS のみを届出除外とすること ・組込み用・OT 用 OS（LTSC等を含む）は、汎用 OS と別枠で扱い、命令の適用対象に含めること ・「命令（省令） → 大臣指定（告示） → 事務通達」の段階的委任構造を確立し、高頻度かつ機動的な指定対象の改訂を可能とすること が必要不可欠であると解されます。上記提案に沿った精緻な告示制定、委任構造の整理および運用ガイドラインの策定につき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。	法第４条第１項の特定重要電子計算機の届出におきましては、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、バージョン情報の届出を必須としていないところ、運用における混乱を避けるため、本告示において届出を不要とする特定重要電子計算機につきましても、バージョン情報により差異を設ける考えはございません。 組込み用・OT 用OS（LTSC等を含む）につきましても、同様の取り扱いとなります。 本告示及び主務省令の関連する規定の内容につきましては、制度の解説等を通じ周知してまいります。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
6	1　選定理由を説明してください。一般に利用されているオペレーティングシステムとしては、Mac OSやLinux等もあるところ、そうしたオペレーティングシステムの対象適否についてどのように考慮されたのか明確にされなければ、賛同することはできません。 2　Windowsであっても「広く一般に使用されているもの」であるかどうかはオペレーティングシステムのバージョン等により異なり、マイナーなバージョンや既にマイクロソフトによるサポートが終了しているバージョンについては、「広く一般に使用されているもの」との要件を満たさない上、制度趣旨としても、法第四条第一項の届出の対象から除外すべき理由がないと考えられます。バージョンを具体的に指定し、又はマイクロソフトがサポートを継続しているバージョンに限って対象とする旨を明確に規定すべきです。	・1につきまして 法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 ・2につきまして 法第４条第１項の特定重要電子計算機の届出におきましては、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、バージョン情報の届出を必須としていないところ、運用における混乱を避けるため、本告示において届出を不要とする特定重要電子計算機につきましても、バージョン情報により差異を設ける考えはございません。 本告示及び主務省令の関連する規定の内容につきましては、制度の解説等を通じ周知してまいります。
7	本命令の第二条第一項のただし書の主旨として、広く一般に使用されているものを届出書提出の対象に含めてしまうと、実運用に耐えないため除外するものと解釈する。 現在の案にて指定するものが、MicrosoftのWindows及びWindows Serverという記載の場合、特定重要電子計算機の構成システムにてLinuxが使用されている際に、届出が必要となるように解釈できる。 サーバーOSにおいてはLinux OSにて構成されるシステムも非常にシェアが高いため、広く一般に使用されているものとしてLinuxも含めないと運用コストが大幅に上がることが推察される。 また、運用の手間となる届出を回避するために敢えてWindowsを選択するという行動も予想できる。 そのため、以下の記載のほうが望ましいと考える。 マイクロソフト・コーポレーションのWindows、Windows Server及びLinux ディストリビューションとする。	法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 御指摘のLinuxについては、ディストリビューションごとに異なる製品が展開されていることから、そのディストリビューションごとに、使用する特別社会基盤事業者に対し、適切に情報提供を行う観点から、現時点で指定する考えはございません。 なお、本告示で指定する電子計算機につきましては、今後の電子計算機の使用状況等を踏まえ、必要に応じ、見直してまいります。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
8	今回の案において、広く一般に使用されているものとして Microsoft Windows 及び Windows Server を指定すること自体については理解できます。 一方で、「広く一般に使用されているもの」という基準は、今後の指定対象にも関わる重要な考え方であるため、その判断基準を可能な限り明確に示していただきたいと考えます。どのような条件を満たした場合に指定し、また指定を見直すのかが明確であることは、制度の透明性や予見可能性の確保につながります。 また、ソフトウェアの利用状況やサイバーセキュリティを取り巻く環境は変化し続けるため、一度指定した対象を固定的に扱うのではなく、社会や技術の変化を踏まえ、必要に応じて指定内容を見直していただくことを求めます。 指定制度が客観性、透明性及び説明責任を備えた運用となることで、制度への信頼の確保につながるものと考えます。	本告示で指定する電子計算機につきましては、今後の電子計算機の使用状況等を踏まえ、必要に応じ、見直してまいります。
9	IT製品について、省略対象を検討頂いた点は非常に良いと考える。一方で、今回、Windows及びWindowsサーバーだけとされた根拠は何であろうか。 特定重要電子計算機の範囲については、具体的には、個別に相談窓口と確認して明確にすることが示されており、詳細はこれからより明確になるだろうが、DBサーバも対象になるのであれば、MS社の製品であるSQLサーバーなどもその枠に入るのではないだろうか（SQLサーバーも普及率は相当に高いのではないかと推察する）。ファイアウォールやサーバ本体などの機器については、脆弱性の観点から、省略対象としない事情があるものと想定するが、Windowsを省略対象にするのならば、Windowsに派生するMS社の製品についても、「広く一般的に使用されるもの」として頂くのが良いのではないか。	法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 御指摘のSQLサーバ等については、これに当てはまらないほか、各製品ごとに、使用する特別社会基盤事業者に対し、適切に情報提供を行う観点から、現時点で指定する考えはございません。 なお、本告示で指定する電子計算機につきましては、今後の電子計算機の使用状況等を踏まえ、必要に応じ、見直してまいります。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
10	要するに、特に問題が生じなくても導入段階で、Macの場合は届け出なければならないがWindowsやWindows Serverの場合は届け出なくていいということになるが、果たして問題はないのか。Macの場合は国に保護してもらえるのか、それとも逆にMacの場合は国に監視されるのか、よく分からないが、そういった違いを生じさせる意義が分からない。そもそも特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定「しなければならない」とは言っていないのだから、指定しないままでも問題はないはずである。	法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 このように、本告示に指定することにより、情報提供のあり方などに差異は生じるものの、脆弱性情報の提供その他特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止のために必要な対応を行うことには変わりはありません。
11	特別社会基盤事業者を政府が指定し、サイバー攻撃等に関する報告義務を課すのであれば、その対象範囲と指定基準は極めて明確かつ限定的でなければならない。 安全保障を理由として対象事業者を広範に指定し、政府への報告義務や情報提供義務を拡大していくことには強い懸念がある。 対象事業者が広がれば、それだけ政府が取得する情報量も増加し、個人情報や企業秘密など、本来政府が必要以上に保有すべきではない情報まで集中する危険がある。 また、一度対象範囲を広げれば、将来的に「安全保障上必要」という理由で対象がさらに拡大される可能性も否定できない。 制度の対象を決める際には、行政機関の裁量に依存するのではなく、客観的・具体的な基準を明記し、対象事業者と国民が事前に予測できる制度にすべきである。 政府が民間事業者から取得できる情報の範囲を際限なく拡大することには反対する。 サイバー対策を名目にした過剰な政府権限の拡大を防ぐため、本案はいったん撤回し、対象範囲・指定基準・情報利用の制限について根本から見直すことを強く求める。	法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 なお、本告示で指定する電子計算機につきましては、今後の電子計算機の使用状況等を踏まえ、必要に応じ、見直してまいります。 また、法第４条第１項に基づき届出いただいた情報は、法第８条に基づき、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該報告等情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じてまいります。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
12	本案に反対する。 特別社会基盤事業者を政府が指定し、サイバー攻撃等に関する報告義務を課すのであれば、その対象範囲と指定基準は極めて明確かつ限定的でなければならない。 安全保障を理由として対象事業者を広範に指定し、政府への報告義務や情報提供義務を拡大していくことには強い懸念がある。 対象事業者が広がれば、それだけ政府が取得する情報量も増加し、個人情報や企業秘密など、本来政府が必要以上に保有すべきではない情報まで集中する危険がある。 また、一度対象範囲を広げれば、将来的に「安全保障上必要」という理由で対象がさらに拡大される可能性も否定できない。 制度の対象を決める際には、行政機関の裁量に依存するのではなく、客観的・具体的な基準を明記し、対象事業者と国民が事前に予測できる制度にすべきである。 政府が民間事業者から取得できる情報の範囲を際限なく拡大することには反対する。 サイバー対策を名目にした過剰な政府権限の拡大を防ぐため、本案はいったん撤回し、対象範囲・指定基準・情報利用の制限について根本から見直すことを強く求める。	同上

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
13	○確認 資産届出におきましては、「広く一般に使用されているもの」として、Windows及びWindows Serverが指定されているものと承知しております。 一方で、これらの製品において任意で有効化を行った上で使用する機能（例：Windows AD、Windows Server Update Services(WSUS)等）につきましても、当該「広く一般に使用されているもの」の範囲に包含されるものと理解しておりますが、この理解で相違ございませんでしょうか。念のためご確認させていただければ幸いです。 ○確認 資産届出におきましては、「広く一般に使用されているもの」として、指定いただいた製品につきましては運用上便宜を図る趣旨のものとして意義があるものと考えます。 その一方で、当該製品がどのような基準によって選定されたのかにつきましては明記がないところ、選定に至った基準（例えば、市場におけるシェアや利用実態、汎用性の高さ等、いかなる観点を重視されたのか）が不明瞭となっております。 当該指定を受けた製品の他にも、例えばRed Hat Linuxをはじめとする各種のサーバ用OS等、同様に広く普及している製品が該当し得るようにも見受けられるところ、指定基準の考え方をご教示ください。また、当該指定基準を満たす製品の有無について今後も定期的に確認していく予定等がございましたら、併せてご教示ください。	○確認につきまして 御理解に相違ございません。 ○確認につきまして 法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 御指摘のLinuxについては、ディストリビューションごとに異なる製品が展開されていることから、そのディストリビューションごとに、使用する特別社会基盤事業者に対し、適切に情報提供を行う観点から、現時点で指定する考えはございません。 また、本告示で指定する電子計算機につきましては、今後の電子計算機の使用状況等を踏まえ、必要に応じ、見直してまいります。
14	「広く一般に使用されているもの」としてマイクロソフト・コーポレーションのWindows及び Windows Serverを挙げているが、Windowsには様々なシリーズやバージョンがあり、その中には広く一般に使用されているとはとても言い難いものもあり、このように規定してしまうと必要な届出が得られなくなるのではないか。 なお、Windows ServerはWindowsのOSの内数であり、「Windows及びWindows Server」との規定が適当かは疑問である。	法第４条第１項の特定重要電子計算機の届出におきましては、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、バージョン情報の届出を必須としていないところ、運用における混乱を避けるため、本告示において届出を不要とする特定重要電子計算機につきましても、バージョン情報により差異を設ける考えはございません。 本告示及び主務省令の関連する規定の内容につきましては、制度の解説等を通じ周知してまいります。 また、Windows Serverにつきましては、指定対象であることを明確化するため、Windowsとは別個に規定しております。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
15	■該当箇所 告示（主務省令第2条第1項ただし書関係） ■意見 本告示では、「広く一般に使用されているもの」として、マイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverが指定されています。 今後、対象製品の追加又は見直しが行われる可能性も踏まえ、 ・「広く一般に使用されているもの」を判断する基準汎用品指定の考え方 ・今後の見直し又は追加指定の考え方 について、ガイドライン、FAQ又は告示の解説等において明確化いただきたいです。	法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 なお、本告示で指定する電子計算機につきましては、今後の電子計算機の使用状況等を踏まえ、必要に応じ、見直してまいります。
16	○国が指定する汎用品としてはWindows関係のみだが、Linuxも広く一般に広く採用されているため、最低限含めて頂きたい。なお、macOS、ChromeOSや、ウィルス対策ソフトのノートン（ノートンライフロック） 、マカフィ（マカフィ）、ウイルスバスター クラウド（トレンドマイクロ）も広く採用されている事から、汎用品対象として含めて頂けるようご検討頂きたい。	法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 御指摘のLinuxについては、ディストリビューションごとに異なる製品が展開されていることから、そのディストリビューションごとに、使用する特別社会基盤事業者に対し、適切に情報提供を行う観点から、現時点で指定する考えはございません。 なお、本告示で指定する電子計算機につきましては、今後の電子計算機の使用状況等を踏まえ、必要に応じ、見直してまいります。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
17	本案では、報告に用いるOSとしてWindows及びWindows Serverを指定するものと理解します。 一般的な利用実態を踏まえれば妥当と考えますが、重要インフラ事業者においてはLinux、Unix系OS、専用端末、仮想環境、閉域網端末等を利用する場合もあるため、Windows環境を前提とすることで報告実務に支障が生じないよう、代替手段又は補完的な提出方法を明確にすべきです。 また、報告システム自体が特定OSに過度に依存することは、障害時・脆弱性発覚時・サポート終了時のリスクとなるため、将来的にはOS非依存のWebベース又は複数環境対応の報告手段を整備することが望ましいと考えます。	頂いた御意見は、今後の制度の運用における参考と致します。
18	【意見の概要】 「広く一般に使用されているもの」としてWindows及びWindows Serverを指定することに関し、緊急時の対応体制の確保および指定の判断根拠の明確化を求めます。 【意見の内容】 1. 重大な脆弱性発生時における影響把握および注意喚起の仕組みの明確化 当該製品を報告対象外とする場合であっても、重大な脆弱性や攻撃が判明した際に、特別社会基盤事業者への注意喚起や影響確認が滞ることは避けなければなりません。政府が届出を通じて利用状況を事前に把握しない場合、影響を受ける事業者の特定や個別の注意喚起が困難となる懸念があります。つきましては、届出によらない代替的な影響把握手段や、緊急時の連携体制について、どのような仕組みを想定されているのか、その詳細を明らかにしてください。 2. 指定の判断基準および対象選定の妥当性に関する根拠の公表 「広く一般に使用されているもの」と判断する客観的な根拠および判断基準を公表してください。 特に、クラウドや仮想化サーバー環境においてLinux系OSの利用割合が高い現状を踏まえると、Windows及びWindows Serverのみを例外指定とする判断には、国内の利用実態に基づいた合理的な説明が必要です。日本国内の特別社会基盤事業者における利用実態や技術的特性をどのように考慮したのか、その判断根拠および本指定の趣旨を明らかにしてください。判断基準が明確化されることは、特別社会基盤事業者における報告要否の解釈を統一し、過剰又は過少な報告を防止するとともに、制度の予見可能性を高め、適切かつ効率的な運用に資するものと考えます。	法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 御指摘のLinuxについては、ディストリビューションごとに異なる製品が展開されていることから、そのディストリビューションごとに、使用する特別社会基盤事業者に対し、適切に情報提供を行う観点から、現時点で指定する考えはございません。 なお、本告示で指定する電子計算機につきましては、今後の電子計算機の使用状況等を踏まえ、必要に応じ、見直してまいります。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
	### 意見の要旨 本指定案（マイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを「広く一般に使用されているもの」として指定する件）に対し、**減税派・日本人ファースト・中国製品の使用禁止・中国人の不採用を希望する立場から、あらゆる角度の問題点をすべて盛り込んで強く反対する**。 サイバー安全保障は重要だが、本指定は外国（米国）製品を前提とした報告義務の強化に過ぎず、日本人の負担を増やし、行政コストを膨張させ、中国由来の脅威に対する根本対策を欠き、日本製品・日本人人材を優先しない。減税・日本人優先・中国排除を徹底するため、現行案は撤回または抜本修正すべきである。 ### 意見の理由（全ての問題点をあらゆる角度から指摘） #### 1. 減税派の立場からの問題 - 特別社会基盤事業者（電力・水道・交通・金融・通信など日本人の生活基盤）に特定侵害事象等の報告義務を課すことで、企業のコンプライアンス・システム監視・報告書作成コストが増加する。これらのコストは最終的に電気料金・運賃・手数料などに転嫁され、日本人の生活費を押し上げ、減税効果を打ち消す。 - 政府（内閣府・各省）の報告受付・分析・監督事務が増加し、税金の無駄遣いが拡大する。行政コスト削減なくして減税は実現できない。 - マイクロソフト製品を指定対象とすることで、更新・パッチ適用・監視ツール導入の追加費用が発生し、中小規模の社会基盤事業者の利益を圧迫する。法人税収基盤を弱める愚策である。 - 費用対効果分析が不十分で、報告義務強化が実際に被害防止にどれだけ寄与するか不明なまま負担だけ増やすのは、減税を求める国民への裏切りである。 #### 2. 日本人ファーストの立場からの問題 - 指定対象が米国企業（マイクロソフト）のWindows/Windows Serverに限定され、日本製OSや国産ソフトウェアを	法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 また、頂いた御意見は、今後の制度の参考と致します。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
19	優先していない。日本人の技術・産業を育てず、外国製品依存を固定化するのは日本人ファーストに反する。 - 日本の重要電子計算機を守るべき法律が、米国製を「広く一般に使用されているもの」として優遇し、国産代替への移行インセンティブを与えない。日本人開発者・企業の機会を奪っている。 - 報告義務の対象を外国製品中心に設計することで、日本人事業者だけが過度な事務負担を負い、海外事業者との競争で不利になる。 - サイバー安全保障の本質は「日本人の生命・財産・主権を守る」ことであり、外国製品の報告整備に終始するのは本末転倒である。日本製システムの採用義務化を優先せよ。 #### 3. 中国製品の使用禁止を希望する立場からの問題 - 本指定はMicrosoft製品のみを対象とし、中国製ハードウェア・ソフトウェア・部品（チップ、サーバー、ルーター、監視カメラ、クラウドサービスなど）を一切排除・禁止していない。中国は日本に対する最大のサイバー脅威国家であり、サプライチェーン汚染・バックドア・スパイウェアのリスクが極めて高い。 - 重要電子計算機に中国製品が混入したままでは、Windows指定の報告義務など無力である。中国製の使用を法律で全面禁止し、既存の中国製品を強制撤去・交換する規定を欠いているのは致命的欠陥である。 - 中国製部品が組み込まれた機器経由で侵害事象が発生した場合、報告だけでは被害を防げない。予防としての「中国製品使用禁止」を義務付けない本指定は、日本人の安全保障を軽視している。 - 国際的に中国製排除を進める国々（米国・豪州など）に比べ、日本の対応が極めて甘い。中国製品依存を放置したままの指定は、日本人を危険に晒す。 #### 4. 中国人の不採用を希望する立場からの問題 - 特別社会基盤事業者の内部に中国国籍者（または中国系）が従事・アクセスできる状況を一切制限していない。中国政府の影響力下にある人材による内部犯行・情報漏洩・バックドア設置のリスクを無視している。 - 報告義務の整備より先に、重要電子計算機の運用・保守・管理職への中国人採用禁止・既存中国人の排除を法律で義務付けるべきである。本指定は「人」の脅威を完全に見落としている。	

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
	- 中国人技術者が関与する開発・運用環境でWindowsを使用しても、セキュリティは担保されない。日本人のみによる運用を強制せよ。 - 外国人労働者受け入れ拡大政策と矛盾し、サイバー安全保障を空洞化させている。中国人の不採用を明記しない限り、指定自体が無意味である。 #### 5. その他あらゆる角度からの問題点 - **行政事務の増加**：報告義務の詳細化により、事業者・各省の事務量が大幅増。簡素化・自動化の具体策がなく、官僚機構の肥大化を招く。 - **範囲の偏り**：Windows/Windows Serverのみ指定し、他の外国OS・クラウド・ハードウェアを放置。抜け穴だらけ。 - **準備期間の不足**：令和8年10月1日施行想定で、事業者のシステム改修・体制整備が間に合わず、混乱と追加コストを生む。 - **透明性の欠如**：指定理由・影響評価・中国脅威への対策が資料に十分示されておらず、国民が検証できない。 - **主権の軽視**：米国製品を前提とした枠組みで、日本独自のサイバー主権を放棄している。 - **実効性の欠如**：報告は事後対応に過ぎず、予防（製品・人材の排除）を欠くため、被害防止に寄与しない。 - **中小事業者への打撃**：大企業中心の想定で、地方の社会基盤事業者が過剰負担を負う。 - **国際比較の遅れ**：中国脅威に対する他先進国の厳格措置（製品禁止・人材制限）を参考にしていない。 ### 要望 1. 本指定案を撤回し、中国製品の全面使用禁止と中国人の採用・関与禁止を最優先で法律に明記すること。 2. 日本製OS・ソフトウェアの採用義務化と外国製品依存からの脱却を推進すること。 3. 報告義務を最小限に抑え、行政・事業者の事務負担を削減し、削減コストを減税に充てること。 4. 日本人ファーストの原則に基づき、すべての重要電子計算機を日本人のみで運用・管理する体制を義務付けること。 5. 中国脅威に特化したリスク評価を追加し、再意見募集を行うこと。 以上の理由により、現行案は日本人の安全・負担軽減・減税に反し、中国リスクを放置する欠陥法案です。全面見直しを強く求めます。 以上	

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
	本案は、「特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令」の第二条第一項ただし書において、特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するOSとして、マイクロソフト社の Windows および Windows Server を指定するものです。しかし、今回の案には、政策目的の達成状況を確認するための成果目標やKPIが一切示されておらず、制度の実効性を検証することができません。これは行政事業として極めて不十分であり、改善を求めます。 まず、本制度の目的は「特別社会基盤事業者における重要電子計算機への侵害事象を迅速・正確に把握し、国が適切に対処できる状態を維持すること」です。この目的が達成されているかどうかを確認するためには、最低限のKPIが不可欠です。以下に、本案件に必須と思われるKPIの例を示します。 【必須と思われるKPI例】 ・侵害事象の報告件数（制度が機能しているかの基本指標） ・侵害事象の報告までの平均時間（迅速性の評価） ・報告内容の不備率（事業者の報告体制の成熟度） ・国の初動対応までの平均時間（制度が安全保障に寄与しているかの指標） ・事業者の報告体制整備率（担当者配置・手順書整備など） 【これらのKPIを算出するためのデータの収集方法】 ・侵害事象の発生時刻・検知時刻・報告時刻：特別社会基盤事業者が自社の監視ログから収集し、国へ提出すること ・報告内容の不備率：国が受理した報告書を審査し、事業者別に集計すること ・国の初動対応時間：国側が「報告受理時刻」「初動開始時刻」を記録すること ・報告体制整備率：事業者が体制整備状況を年次報告すること これらは事業者または国が既に保有しているデータであり、追加負担は最小限です。	法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 また、法第４条第１項の特定重要電子計算機の届出におきましては、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、バージョン情報の届出を必須としていないところ、運用における混乱を避けるため、本告示において届出を不要とする特定重要電子計算機につきましても、バージョン情報により差異を設ける考えはございません。 また、頂いた御意見は、今後の制度の参考と致します。
20	次に、本案の「Windows および Windows Server を指定する」という記述は、あまりにも曖昧であり、行政手続法39条2項が求める「具体的かつ明確な内容」を満たしていません。Windows 1.x、Windows 3.x、Windows 95、	

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
	Windows XP などの旧OSが含まれるのか、Windows 11 の後継OS（Windows 12 など）が自動的に対象になるのか、クラウド版（Azure Virtual Desktop 等）は含まれるのか、サポート終了OSまで対象なのか、いずれも不明確です。 このような曖昧な指定では、事業者はどこまで報告義務を負うのか判断できず、法令遵守が困難になります。結果として報告漏れが発生し、国の安全保障に悪影響が出る可能性があります。行政手続法39条2項の趣旨を理解できない行政官は、納税者にとって害悪であり、行政の信頼を損なうものです。この点を行政官自身が理解し、必要であれば自ら身を引くべきであることを、優しく諭す形で申し上げます。 さらに、本案には成果目標もKPIも存在しません。この場合には、以下の文言を必ず明示すべきです。 「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施しているEBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。また、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。ここで挙げたKPIは欧米では一般的に使われているとのことなので、わからなければ欧米の関係者にご確認ください。そして、“客観的な成果目標やKPI”は必要と考えられるものを全部並べれば良いというものではありません。記録項目が増えれば勘違いや見逃しや誤記載が増え使えないデータとなります。人が最短時間で作業し終えるものにする、最小限の時間とコストで最大限の効率・効果を得られるようにバランスを考えて制度設計するようお願いします。その他不明点等があれば、高市内閣の各責任者や片山財務大臣にご確認いただくようお願いします。」 以上の理由から、本案は行政手続法39条2項の要件を満たしておらず、成果目標・KPIの欠如、OS指定の曖昧さなど、制度運用上の重大な問題があります。改善の上で再提示されることを強く求めます。	
21	そもそも特定のOSを差別的に扱う事についてあまり賛成出来ない。 Windows、Windows Serverであれば報告は不要、というのは一私企業のOSを用いた製品・サービスの導入を促進するような効果があるように思われ、好感しない（なお、安全性等について見ていく場合、Windows、Windows Serverも報告を行わせるようにした方が良いと考える。それらは安全が確約されたOSというわけではなく、色々な事態においてのウイルスの感染やセキュリティの穴の存在はむしろ問題が大きい傾向にあり、よって知らない間にそれらのOSを使った製品・サービスが導入されるよりも、導入されるのであればその事について知っていた方が良いと思われるからである。）。 そもそもの主務省令第2条第1項の内容について見直した方が良いのではないかと考える。（なお、ある程度の報告の簡易化が可能、という程度であればそこまでの否定を行うわけではない（簡易化の内容にもよるが。）。） 意見は以上である。	法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 なお、本告示で指定する電子計算機につきましては、今後の電子計算機の使用状況等を踏まえ、必要に応じ、見直してまいります。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
22	1. 意見の主題 「特定侵害事象等の報告等に関する命令」 第2条第1項ただし書に基づく指定スキームにおける、指定基準の不透明性と、特定業界に対する過剰な予見不能な負担の是正について 2. 具体的な意見内容 本案における「特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するもの」の規定、およびそれに伴う一連の報告・規制スキームについては、以下の理由から、対象となる民間事業者に対する不当な負担の強要および行政権限の過度な肥大化につながるおそれがあるため、抜本的な見直しを求める。 A.特定の業界・事業者への影響の偏在と予見可能性の欠如 本法律および命令に基づく指定・報告義務は、対象となる特別社会基盤事業者（通信、金融、エネルギー等）の現場に対して、日常的なセキュリティ投資とは異質な、形式的かつ硬直的なコンプライアンス対応を強制するものである。 特に、第2条第1項ただし書における指定の範囲や免除・例外の要件が抽象的・網羅的であるため、どの事業者・どのシステムがどこまでの対象となるのかの予見可能性が著しく低い。これにより、関連業界における過剰適応、萎縮効果を招き、各社が本来注力すべき実質的なサイバーセキュリティ対策やトリアージ等のインシデントへの敏速な対処に必要なリソースが、官庁向けの調整や煩雑な報告業務へと奪われる本末転倒な事態が懸念される。 B. 国家権限（行政裁量）の肥大化とガバナンスの欠如 本ただし書による指定権限は、実質的にどのシステムを規制の枠内・枠外に置くかを政府の広範な裁量に委ねるものであり、客観的かつ検証可能な基準が担保されていない場合、行政の恣意的な運用や、特定事業者への過度な介入を許す温床となりかねない。 国家安全保障やサイバー防御の強化という大義名分のもとで、民間企業が保有する機微なインフラ情報やシステム構成に対する国家の管理・介入権限が無限定に拡大することは、民間の自律的なリスク管理能力を削ぐだけでなく、官民の適切な役割分担を歪めるものである。 3. 求める修正・改善措置 客観的かつ透明性の高い指定基準の明文化：例外規定および対象指定の判断基準について、システムの重要度や代替性の評価基準など、恣意性を排除するための具体的な客観的指標を省令またはガイドラインレベルで厳格に限定・公表すること。 民間現場のリソース配慮と緊急時優先原則の確立：報告義務の要求水準を見直し、インシデント発生時の現場の復旧・被害拡大防止活動を最優先できるような「例外・猶予規定」を明記し、行政による過度な権限行使が実効的なサイバー防御を阻害しない仕組みとすること。	法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 また、頂いた御意見は、今後の制度の参考と致します。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
23	主務省令第２条第１項ただし書の広く一般に使用されているものとして特別社会基盤 事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するものは、実際の届出状況に照らし、実態に応じた範囲になるよう柔軟に見直す運用とすることを要望いたします。	法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 なお、本告示で指定する電子計算機につきましては、今後の電子計算機の使用状況等を踏まえ、必要に応じ、見直してまいります。
24	Windows 及び Windows Serverはマイクロソフト・コーポレーションの商標だけであり、バージョンも明示すべきである。	法第４条第１項の特定重要電子計算機の届出におきましては、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、バージョン情報の届出を必須としていないところ、運用における混乱を避けるため、本告示において届出を不要とする特定重要電子計算機につきましても、バージョン情報により差異を設ける考えはございません。 告示及び主務省令の関連する規定の内容につきましては、制度の解説等を通じ周知してまいります。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
	本案について、Microsoft Corporationの「Windows」及び「Windows Server」が広く一般に使用されていることを理由として、特定重要電子計算機に関する届出の対象から除外することには反対します。 Windows及びWindows Serverは、多数の事業者・システムにおいて広く利用されている製品です。しかし、私は「広く一般に使用されている」という事実は、届出を不要とする理由ではなく、むしろ国家のサイバーセキュリティ上、その利用状況を正確に把握しておく必要性を高める理由になり得ると考えます。 特に、国民生活や社会経済活動を支える特別社会基盤事業者が使用する重要な電子計算機については、一つの製品や共通する脆弱性が、多数の重要インフラに同時に影響を及ぼす可能性があります。 仮にWindows又はWindows Serverに重大な脆弱性が判明し、その脆弱性を利用した大規模なサイバー攻撃が発生した場合、政府が「どの重要インフラ事業者が、どの重要なシステムに当該製品を導入しているのか」という情報を事前に把握していれば、影響を受ける可能性のある事業者を速やかに特定し、注意喚起、情報提供、対策の要請その他の必要な対応につなげられる可能性があります。 反対に、広く使用されているという理由によって、その情報を最初から収集しない仕組みとすれば、大規模な脆弱性やサイバー攻撃が発生した際に、本来であれば利用できた可能性のある重要な情報を自ら失うことになります。 特にWindowsのように広範囲で利用される製品の場合、一つの脆弱性が多数の重要インフラへ波及する「共通リスク」を考慮する必要があります。 したがって、Windows及びWindows Serverについて届出を不要とするのであれば、従来の届出によって得られていた情報を失っても、同等以上の速度及び精度で影響を受ける特別社会基盤事業者を特定し、大規模な被害拡大を防止できることについて、技術的・制度的に十分な裏付けのある具体策を示すべきです。 そのような代替措置が明確に存在しない段階で、単に「広く一般に使用されている」という理由だけで届出を不要とすること	法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしております。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 また、頂いた御意見は、今後の制度の運用における参考と致します。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
25	は、国家のサイバーセキュリティに必要な情報収集能力を低下させるおそれがあり、慎重であるべきだと考えます。 また、届出を行う事業者側の負担軽減についても十分な配慮は必要です。しかし、特別社会基盤事業者は、国民生活や社会経済活動に重大な影響を与え得る重要なインフラを担っています。 その重要性を考えれば、一般的な製品であったとしても、国家の安全及び国民生活の安定を守るために必要な情報については、正確な提出を求めることに一定の合理性があります。 事業者の事務負担が問題なのであれば、情報そのものを収集しなくするのではなく、届出様式の簡素化、既存情報の再利用、電子的な自動提出、システム間連携などによって負担を軽減する方法を検討すべきです。 「情報を集める必要性」と「情報を提出するための事務負担」は、本来別の問題として考えるべきです。 政府においても、行政手続の合理化や簡略化は必要ですが、安全保障に関係する情報についてまで一律に「広く使われているから不要」と判断するのではなく、その情報を保有することによって、重大なサイバー攻撃発生時にどのような対応が可能になるのかを十分に検証すべきです。 特に、国家の重要インフラに関するサイバーセキュリティでは、平時には一見すると細かく見える情報が、緊急時には極めて重要な情報になる可能性があります。 そのため、少なくとも特別社会基盤事業者が使用する届出対象の特定重要電子計算機については、政府がその構成や使用製品を必要な範囲で継続的に把握できる仕組みを維持すべきだと考えます。 以上から、Windows及びWindows Serverが広く一般に使用されていることのみを理由として届出を不要とする本案については、再考を求めます。 届出を不要とするのであれば、それによって失われる情報がサイバー攻撃への対応能力を低下させないこと、また大規模な共通脆弱性が発生した際に対象となる重要インフラを迅速かつ網羅的に特定できることについて、具体的かつ技術的・制度的な代替措置を明らかにした上で判断すべきです。 国家の重要インフラを守る制度においては、平時の事務負担の軽減だけではなく、重大な事態が発生した際に国民の安全・安心と社会機能を守れるかという観点を最優先にしていただきたいと考えます。 その観点から、本案を安易に実施することなく、Windows及びWindows Serverの利用情報を政府が把握し続けることの安全保障上の価値について、改めて十分に検討することを求めます。	

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
26	本命令案の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、およびサイバー攻撃等の脅威やセキュリティ対策という大義名目の下で、現場の実態を無視した過剰な管理枠組みや報告義務が次々と追加・指定されている行政姿勢に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、不正行為の防止やシステムの安全確保を口実にして、現場の事業者や管理者の実務負担を考慮しない形骸化した報告基準や複雑な通知手続きを重ねていくアプローチは、現場をいたずらに疲弊させるだけであり、実効性の乏しい管理の肥大化にほかならないという点への強い批判です。物価高騰や生活苦に喘ぎ、日々の業務維持や生活を守るだけで精一杯である現場に対し、不条理な管理コストや手続きの負担を押し付ける構造は、格差社会の矛盾をさらに悪化させるものであって断じて容認できません。 第二に、行政や内閣府が真に注力すべきは、管理・監視の網を無闇に広げることや形式的な指定手続きの拡大ではありません。最優先されるべきは、格差の拡大によって日々疲弊している勤労者や生活者の生活防衛であり、過度な経済的負担や不条理なシステム運用に縛られない、公平で透明性の高い社会経済基盤の構築です。利益や管理偏重の社会構造を改め、国民生活全体の公平性と納得感を担保する抜本的な政策運営へと直ちに舵を切ることを強く求めます。	頂いた御意見は、今後の制度の参考と致します。
	本案において、広く一般に使用されているものとしてWindows及びWindows Serverを指定し、一定の届出義務の対象から除外することについて、事業者の事務負担や制度運用の実効性を考慮する観点から、合理性があるものと理解します。 一方で、重要インフラを支える電子計算機については、「届出義務の対象外であること」と「サイバーセキュリティ上の重要性が低いこと」が同一視されないよう、制度運用上明確にすることが重要と考えます。 Windows及びWindows Serverのように広く普及している汎用的なOSは、多くの組織で利用されているからこそ、サイバー攻撃の対象となり得ます。また、重要インフラにおいては、当該OS上で取り扱われる情報や業務の重要性は、OSが汎用品であるか否かとは別に評価する必要があります。 そのため、届出義務の例外指定を行う場合であっても、当該電子計算機上で取り扱われる重要情報については、侵入防止、認証、アクセス制御、脆弱性管理、ログ監視、バックアップ等の従来の対策に加えて、「侵害が発生した場合の被害を最小化する」という観点からの対策を、安全基準やガイドライン等において明確に位置付けることを要望します。 近年のサイバー攻撃では、攻撃者の侵入を完全に防ぐことのみを前提とした対策には限界があると考えます。特に重要インフラでは、システムへの侵入や認証情報の窃取、内部不正、設定ミス、端末・媒体の紛失等が発生した場合にも、それが直ちに重要情報の漏えいや悪用につながらないよう、多層的な防御を構築する必要があります。 この観点から、重要なデータについては、暗号化に加え、秘密分散等によるデータの分散・無意味化、端末への重要データの非保持化等を含め、単一の端末、サーバー、ストレージ、媒体等が侵害された場合でも、取得されたデータ単体から元の情報を復元・利用することが困難となる技術的措置を選択肢として明示することが有効と考えます。 これは、特定の技術や製品の採用を求めるものではありません。重要なのは、「侵入を防止する」ことだけではなく、「侵入や持ち出しが発生しても重要な情報を利用可能な状態で取得させない」という被害最小化の考え方を、重要インフラのサイバーセキュリティ対策に組み込むことです。 また、重要インフラの安全性を考える上では、人的要素についても考慮する必要があると考えます。	法第４条第１項に基づき、特定重要電子計算機を届出いただく趣旨は、政府が特別社会基盤事業者の特定重要電子計算機の資産状況について把握しておくことにより、内閣総理大臣が特別社会基盤事業者に対し適切な情報共有を行うなど、特定重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に必要な対応を行うためです。 例えば、政府において、特定重要電子計算機の脆弱性情報を把握した場合、その脆弱性情報と同項に基づき届け出られた特定重要電子計算機の情報を照合させることにより、脆弱性のある特定重要電子計算機を使用する特別社会基盤事業者に対し、脆弱性情報を提供することが可能となります。 他方、業界、事業者問わず、広く一般に使用されている電子計算機については、資産状況を把握せずとも、全ての特別社会基盤事業者に脆弱性情報を提供することで、特別社会基盤事業者は必要な措置を講じることが可能です。そのため、本告示では、特別社会基盤事業者の負担の軽減の観点から、法第４条第１項の届出を不要とする電子計算機を指定することとしたものです。 以上の趣旨を踏まえ、本告示では、業界、事業者問わず広く使われており、かつ、特に主務省令第１条第１項第６号及び第２項第１号に規定する電子計算機において使われていることが想定されるなど、特別社会基盤事業者の負担軽減の効果が高いマイクロソフト・コーポレーションのWindows及びWindows Serverを指定することといたしました。 また、頂いた御意見は、今後の制度の運用における参考と致します。

No.	御意見の要旨	御意見に対する主な考え方
27	米国国立標準技術研究所（NIST）は、人間中心のサイバーセキュリティ（Human-Centered Cybersecurity）の研究を進めており、2026年に公表された研究においても、サイバー侵害における人的要素の役割を踏まえ、人の行動、限界、動機、認知バイアス、意思決定等を考慮したセキュリティ設計の重要性が示されています。 NISTのHuman-Centered Cybersecurityの考え方では、人が正しい行動を取りやすく、誤った行動を取りにくく、誤りが起きた場合にも回復しやすい環境を構築することが重要とされています。 この考え方は、重要インフラにおけるデータ保護にも応用できると考えます。 例えば、職員やシステム管理者が個々のファイルについて、その都度「保護すべき情報か」を判断したり、手作業で暗号化等の措置を講じたりすることだけに依存するのではなく、重要な情報については通常の業務を行う中で自動的・標準的に保護される仕組みを構築することで、誤操作、設定漏れ、判断ミス等の人的リスクを低減することができます。 特に、今回例外指定されるWindows及びWindows Serverは、多数の組織・職員が日常的に利用する汎用的な環境であるため、利用者一人ひとりの注意力や判断能力だけに安全性を依存させるのではなく、システム及びデータの構造自体によって被害を抑制する考え方が重要になると考えます。 また、重要インフラでは、自組織だけでなく、システム開発事業者、保守事業者、クラウドサービス事業者その他の委託先・再委託先等、多数の主体がシステムやデータに関与する可能性があります。そのため、境界防御やアクセス権限管理だけではなく、仮にサプライチェーン上の一部が侵害された場合にも、重要情報そのものへの被害を限定できる構成を検討することが重要です。 以上から、本案によるWindows及びWindows Serverの届出義務の例外指定については、その趣旨が事業者の届出負担の合理化であり、当該電子計算機のセキュリティ上の重要性を低く評価するものではないことを、制度の解説や関連ガイドライン等において明確化することを要望します。 併せて、例外指定された汎用的な電子計算機についても、取り扱う情報や業務の重要性に応じて、 ・侵入防止及び脆弱性管理 ・認証及びアクセス制御 ・ログ監視 ・バックアップ及び復旧 ・委託先・サプライチェーン管理 ・重要データの暗号化 ・秘密分散等によるデータの分散・無意味化 ・端末への重要データの非保持化 ・侵害発生時に取得されたデータを第三者が利用しにくくする措置 ・利用者の判断や手作業への依存を低減する自動的・標準的な保護 等を含む多層的な対策を、リスクに応じて検討することを安全基準・ガイドライン等で促していただくよう要望します。 サイバー攻撃を完全に防止することが困難になっている中、重要インフラの安全確保においては、「侵入されないこと」だけを成功条件とするのではなく、「侵入された場合にも重要なデータや社会機能への被害を最小限に抑えること」を併せて重視することが必要と考えます。 今回の例外指定を、単なる届出対象の縮小にとどめるのではなく、届出負担を合理化しつつ、重要な情報については別の安全対策によって実質的な保護水準を確保する制度運用としていただくことを要望します。	